

平成 30 年第 1 回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	平成 30 年 1 月 9 日（木）午後 3 時 30 分から 5 時 00 分
開催場所	可児市役所 5 階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 正幸、可児 勉、井藤 平榮、勝野 英俊、日比野泰成、 二宮 章二、鈴木 啓之、奥村 武司、續木 明彦、兼松 君子、高木 伸敏、 渡邊 千春、山田 照男
農地利用最適化推進委員	浅野 忠、三宅 祥雅、奥村 久光、長谷川謙司、溝口 茂、鈴木 好則、 可児すみ子、栗本 京治、溝口 知春
事務局	事務局長 渡辺 達也 課長 堀部 建樹、係長 加藤 哲利、主任主査 金沢 貴
議案	第 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第 4 号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について
議長	平成 30 年第 1 回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の欠席委員は、0 名であり、只今の出席委員は 14 名で、定足数に達しております。 また、推進委員の欠席委員は、0 名であり、出席委員は 9 名です。 これより、平成 30 年第 1 回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました、議案のとおりとなっております。 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員は議長において、14 番山田照男委員、2 番大澤正幸委員の両名を指名します。
議長	日程第 2、議案第 1 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第 1 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は 2 件の申請があります。 受付番号 1 の案件は、申請人の土田の方が、太陽光発電施設を設置するため転用許可を

求めるものです。

土地の概要は、土田字富士ノ井、地目は田で、面積は 644 m²、農振区域外の農地で、申請地の北側は道路、東側は田、西側は現況が畑の田、南側は水路となっており、許可後 3 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としまして、太陽光発電施設を設置するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域であることから第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明を行っており、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま。

受付番号 2 の案件は、申請人の土田の方が、一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字富士ノ井、地目は畑で、面積は 628 m²のうち 193 m²、申請地の東側は道路、西側と南側は申請者の畑、北側は一体利用する宅地となっており、平成 30 年 2 月 1 日から平成 30 年 7 月 1 日までの計画としての申請です。

転用事由としまして、一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、農振区域外の農地で第 1 種住居地域となっていることから、第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、土地改良区の同意があります。雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま。

周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。

受付番号 1、2 土田お願いします。

井 藤 委 員 4 番井藤が報告します。

受付番号 1 ですが、太陽光発電施設を設置するという申請です。現在耕作はされておられません。隣地所有者への説明を行っておりますし、上下水道は接続不要ということです。問題ないと思いま。

続きまして、受付番号 2 ですが、隣地宅地を一体利用して一般個人住宅を建築するという申請です。土地改良区の同意はあります。雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続ということです。周りも住宅地ですので問題ないと思いま。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第 2 議案第 1 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第3、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局 それでは、事務局の説明をお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は、売買による所有権移転12件と、使用貸借権設定1件、地役権設定2件の合計15件の申請があります。

受付番号1の案件は、譲渡人の下恵土の方外1名と、譲受人の愛知県春日井市の方との間における、所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅を建築するため、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、久々利字安後、地目は田、面積は806㎡、農振白地の農地で、申請地の北西側は水路と北東側は田、南側は現況畑の田と道路、東側は宅地と田となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の一団農地であることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者の同意書があります。雨水排水は自然浸透、上水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、下水は、浄化槽を通じて北側の水路に放流。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。

受付番号2の案件は、譲渡人の大森の方と、譲受人の広眺ヶ丘の方との間における、売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字黒明、地目は田、面積は362㎡、農振白地の農地で、申請地の東側は道路に隣接した用悪水路、南西側は田、南側は田、北西側は畑となっており、許可後平成30年5月31日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、概ね10ha以上の一団農地の区域内にある農地であることから、立地基準判定は第1種農地と判断されます。ただし、例外として住宅その他申請に係る土地周辺の地域において住居する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると考えられることから、許可が妥当と考えます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませてあります。雨水排水は市排水路へ排水、上下水道は、前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。

受付番号3の案件は、地役権設定者の関市の方と、地役権者の土岐市の方との間における、地役権の設定で、農地進入用の通行のための地役権を設定するため、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字大池、地目は田、面積は319㎡のうち76.85㎡、農振地域外の農地で、申請地の南東側は田、南西から北西側は同時に地役権を設定し一体利用する田、北東側は道路となっており、許可後平成30年2月11日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、農地進入用の通行のための地役権を設定するとの計画でありま

す。同じく地役権を設定する第5条受付番号4と同時申請です。

農地転用許可区分は、工業地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませてあります。雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号4の案件は、地役権設定者の土岐市の方と、地役権者の関市の方との間における、地役権の設定で、農地進入用の通行のための地役権を設定するため、転用許可を求めます。

土地の概要は、土田字大池、地目は田、面積は319㎡のうち77.12㎡、農振地域外の農地で、申請地の南東側は田と同時に地役権を設定し一体利用する田、南西側は地役権設定者の田、北西側は宅地と田、北東側は道路となっており、許可後平成30年2月10日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、農地進入用の通行のための地役権を設定するとの計画であります。

農地転用許可区分は、工業地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませてあります。雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号5の案件は、譲渡人の土田の方と、譲受人の愛知県知多市の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅及び物置を建築するため、転用許可を求めます。

土地の概要は、土田字往還北、地目は畑、面積は259㎡、農振地域外の農地で、申請地の東側は畑、西側は道路、南側は一体利用する宅地、北側は畑となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が一般個人住宅及び物置を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませており、土地改良区の同意があります。雨水排水は道路側溝に排水と自然浸透、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管から接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号6の案件は、譲渡人の東帷子の方と、譲受人の鳩吹台の方との間における売買による所有権の移転で、一般個人住宅を建築するため転用許可を求めます。

土地の概要は、東帷子字瑞光寺、地目は現況が樹園地の畑、面積は512㎡、農振白地の農地で、申請地の東側は道路、西側は宅地、北側は畑、南側は道路となっており、平成30年2月1日から平成30年8月31日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が、一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、かたびら眼科まで 270m、びくしい整形外科まで 290mであることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地への説明は済ませており、雨水排水は道路側溝に放流、上下水道は前面道路の整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 7 の案件は、譲渡人の下恵土の方と、譲受人の下恵土の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が自動車展示場兼駐車場を整備するため転用許可を求めらるるものです。

土地の概要は、下恵土字東林泉、地目は畑、面積は 813 m²、農振地域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は用悪水路、北側は雑種地、南側は宅地となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が自動車展示場兼駐車場を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居専用地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、土地改良区の同意があり、雨水排水は道路側溝へ放流、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

なお、昭和 62 年頃に庭木置場として転用していたことから始末書が提出されております。

受付番号 8 の案件は、譲渡人の下恵土の方外 1 名と、譲受人の広見の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が宅地分譲 5 区画を整備するため転用許可を求めらるるものです。

土地の概要は、下恵土字助太郎外 1 筆、地目は畑、面積は合計 1,221 m²、農振地域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は水路、南側は道路、北側は宅地となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が宅地分譲 5 区画を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、土地改良区の同意があり、雨水排水は自然浸透と道路側溝へ放流、上下水道は前面道路に整備済み埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 9 の案件は、譲渡人の皐ヶ丘の方外 1 名と、譲受人の今渡の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が露天駐車場を整備するため転用許可を求めらるるものです。

土地の概要は、下恵土字宮前、現況地目が宅地と畑の田、面積は合計 585 m²、農振地域外の農地で、申請地の東側は道路に隣接した水路、西側は用悪水路、北側は宅地と一体利用する宅地となっており、許可後平成 30 年 4 月 30 日までの計画としての申請です。

なお、事業計画変更受付番号 1 と同時申請となっております。

転用事由としましては、譲受人が飲食店駐車場を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、近隣商業地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、土地改良区の同意があり、雨水排水は道路側溝に放流、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われれます。

現地確認の際に質問がありました一体利用する建物についてですが、取り壊さずそのまま利用して店舗とすると報告を受けています。

受付番号10の案件は、譲渡人の神奈川県相模原市南区の方と、譲受人の今渡の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、徳野南二丁目、地目は畑、面積は449㎡、農振地域外の農地で、申請地の北西側は畑、北東側は道路、南西側は道路、南東側は宅地となっており、許可後平成30年5月31日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第2種中高層住居専用地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませており、雨水排水は道路側溝へ排水、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われれます。

受付番号11の案件は、譲渡人の岐阜市の方と、譲受人の岐南町の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が分譲住宅3棟を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字堀田、地目は田、面積は1,009㎡、農振地域外の農地で、申請地の東側は用悪水路、西側は道路、南側は宅地介在畑、北側は田となっており、許可後平成30年5月31日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が分譲住宅3棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、準工業地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませており、土地改良区の同意があります。雨水排水は道路側溝に排水、上下水道は前面道路の整備済みの埋設管に接続。

農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われれます。

受付番号12の案件は、譲渡人の下恵土の方と、譲受人の名古屋市東区の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が宅地分譲7区画を整備するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字鳴子、地目は畑、面積は2,003㎡、農振地域外の農地で、申請地の東側は道路と畑、西側は水路、南側は宅地、北側は道路に隣接した水路と畑となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が宅地分譲7区画を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判

断されます。

一般基準判定につきましては、土地改良区の同意があり、雨水排水は道路側溝へ排水、上下水道は前面道路に整備済み及び予定の埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 13 の案件は、使用貸人の川合北の方と、使用借人の美濃加茂市の方との間における使用貸借権の設定で、使用借人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字塚越、地目は畑、面積は 280.71 m²、農振白地の農地で、申請地の東側は道路、西側は使用貸人の畑、南側は畑、北側は道路となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、使用借人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、アスク歯科クリニックまで 360m、市役所支所川合連絡所まで 370 m であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者と土地改良区の同意があります。雨水排水は道路側溝へ排水、上下水道は東側道路の整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 14 の案件は、譲渡人の下恵土の方と、譲受人の御嵩町の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が分譲住宅 3 棟を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字大廻間、地目は田、面積は 604 m²、農振白地の農地で、申請地の北側と南側は道路に隣接した水路、西側は宅地、東側は田となっており、許可後平成 30 年 5 月 31 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が分譲住宅 3 棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、あらい歯科医院まで 190m、かわい幼稚園まで 240m であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませており、土地改良区の同意があります。雨水排水は道路側溝へ排水、上下水道は北側道路の整備済みの埋設管に接続。

農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 15 の案件は、譲渡人の下恵土の方と、譲受人の土田の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合北一丁目、地目は畑、面積は 232 m²、農振地域外の農地で、申請地の東側は畑、西側は宅地と畑、南側は宅地、北側は道路となっており、許可後 1 年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書があり、雨水排水は道路側溝へ排水、上下水道は北側道路の整備済みの埋設管に接続。上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接

続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われ
ます。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責
任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思
われます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 只今、事務局から説明がありました。地元委員から順次、発言をお願いします。
受付番号 1、久々利をお願いします。

高 木 委 員 受付番号 1 について、12 番高木が報告します。
一般個人住宅を建築するという申請です。現在は空き地になっております。
一般基準では問題ないと思います。

議 長 受付番号 2、大森をお願いします。
議 長 受付番号 2 について、10 番大森が報告します。
議 長 譲受人は譲渡人のお孫さんで、農用地 A 地域ではありますが、土地利用運用指針から見
ても、農家分家住宅として相当であると考えられ、問題ないと思います。

議 長 受付番号 3 から 5、土田をお願いします。
井 藤 委 員 4 番井藤が報告します。
受付番号 3、4 ですが、隣り合わせの土地です。
農業をやるのに進入路を確保しないとできないということで、申請が出されておしま
す。問題ないと思います。

続きまして 5 番ですが、事務局から説明がありました。隣接宅地と一体利用して一般
個人住宅を建築するという申請です。雨水は自然浸透、隣地の説明も済ませております。
土地改良区の同意もあります。雨水排水は道路側溝に排水と自然浸透、上下水道は前面道
路に整備済みの埋設管から接続、農業用水への影響はありません。問題ないと思います。

議 長 受付番号 6、帷子をお願いします。
議 長 受付番号 6 について、5 番勝野が報告します。
一般個人住宅を建築するという申請です。東側の道路が高く、現地が低く、また西側の
民家が少し低いということで、雨水対策は必要かと思いますが、申請については問題ない
と思います。

議 長 受付番号 7 から 10、下恵土をお願いします。
議 長 3 番可児が報告します。
受付番号 7 ですが、庭木の仮置場として使用していたということで始末書が添付されて
おりますが、先ほど事務局から詳しく説明があったとおりで、問題ないと思います。

続きまして、受付番号 8 ですが、現在は田ですが、ここに 5 区画に宅地分譲するという
申請です。一般基準判定につきましては、事務局から説明があったとおりで、クリアされ
ております。

続きまして、受付番号 9 ですが、隣地宅地を一体利用して飲食店駐車場を整備するとい
う申請です。問題ないと思います。

続きまして、受付番号 10 ですが、区画整理地内の農地に一般個人住宅を建築するとい
う申請です。問題ないと思います。

議 長 受付番号 11、12、今渡をお願いします。

浅野委員 推進委員1番浅野が報告します。

受付番号11ですが、分譲住宅3棟を建築するという申請です。雨水排水は道路側溝に排水、上下水道は前面道路の整備済みの埋設管に接続、問題ないと思います。

続きまして、受付番号12ですが、7区画に宅地分譲するという申請です。雨水排水は道路側溝へ排水、上下水道は前面道路に整備済み及び予定の埋設管に接続、問題ないと思います。

議長 受付番号13から15、川合をお願いします。

大澤委員 2番大澤が報告します。

受付番号13ですが、使用貸借件を設定し、一般個人住宅を建築するという申請です。

隣接の土地は全て使用貸人の土地です。北側の道路も整備されております。上下水道も整備されております。問題ないと思います。

続きまして、受付番号14ですが、分譲住宅3棟を建築するという申請です。水については北側の側溝に全て流すということです。下水も北側の下水に接続するという事で、問題ないと思います。

続きまして、受付番号15ですが、川合土地区画整理事業を施工したところで都市化をするところです。水道、下水、排水、全て設備が整った所です。そこに、一般個人住宅を建築するという事で、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

日比野委員 日比野委員、どうぞ。

受付番号3、4ですが、農業用の進入路ということですが、使うためには多少形状変更が必要かと思いますが、手続きはどうなっていますか。宅地に変えるといった場合はどうなるのか、お聞きしたい。

事務局 手続きの件ですが、何も変わることはございません。形状変更しないということで、現状のまま変わらないということです。農地転用を今後行った場合についても、現状としては何も変わらないということです。

議長 大澤委員、どうぞ。

大澤委員 地目が田となっておりますが、そうすると水を浸けたときに、奥の人が中の田に入ろうとするとそのどぼどぼの中に入って行くのですか。

事務局 形状変更すると言う申請ではないので、委員が言われるようにどぼどぼの所に入っていくこととなります。

議長 大澤委員、どうぞ。

大澤委員 参考のために教えていただきたいのですが、この道路は長さがどれだけで、巾は両方合わせてどれだけになるのですか。

事務局 進入路の巾としましては、それぞれ2mで合計4mになります。長さは40mあります。一番奥の筆まで使うこととなります。

ここでやろうとしていることは、何か手を加えたいということではなくて、今はお互いの合意で通られていると思いますが、例えば代替わりしたときに問題がないよう地役権の設定をして、通行を確保したいという趣旨で申請をされていますので、現場としては何も変わることはないです。

議長 大澤委員、どうぞ。

大澤委員 受付番号 8 ですが、1,221 m²の土地を開発して家を分譲するについて行政指導が入ると
 思いますが、そうした中においても雨水排水は一部自然浸透にするというのは、行政のな
 かで指導されて道路側溝に入れられるような指導はできないでしょうか。

事務局 建築指導課の指導はあると思いますが、農業委員会への報告には地下浸透を含めた状態
 で申請が出されております。

大澤委員 地下浸透では相応しくないとと思いますが、農業委員会としてと思いますが、開発が入り、
 どの建物も道路付けになると思いますが、図面を見てないので分かりませんが、そうした
 ら道路側溝に雨水は全て入るのではないですか。

事務局 平面図で見る限りでは、道路側溝に放流することになっております。表面がコンクリー
 トで全て覆われているわけではないので、部分的に地下浸透するという意味合いで書かれ
 ていると思われます。

大澤委員 今、図面を見せていただいたら、基本的には全部道路側溝に入れると書いてありますの
 で結構です。

議長 勝野委員、どうぞ。

勝野委員 受付番号 12 ですが、地目が畑で 1 筆のような表現になっておりますが、図面を見ると
 畑も田もあり 1 筆のように思えませんが、どういことでしょうか。

事務局 図面は、畑とか田になっておりますが、筆としては 1 筆です。

勝野委員 分かりました。

議長 そのほか、ご意見、ご質問等はございませんか。

議長 【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
 日程第 3 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴
 う農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することに、ご異
 議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第 4、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請
 に対する意見について」を議題といたします。
 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説
 明させていただきます。今回は 1 件の申請です。
 受付番号 1 の案件は、当初計画者は、4 条許可後に住宅及び工場を建築する計画でした
 が、十分な資金が調達できず、住宅のみ建築し工場の建築できませんでした。承継者は、
 御嵩町で飲食店を経営しており、可児市内で物件を探していたところ、一体利用する隣接
 地の土地と建物が条件に合ったため、飲食店の駐車場として整備するため、承認を求める
 ものです。
 なお、農地法第 5 条受付番号 9 と同時申請となっております。
 土地の概要は、下恵土字宮前、現況地目が宅地と畑の田、面積は合計 585 m²、農振地域

外の農地で、申請地の東側は道路に隣接した水路、西側は用悪水路、北側は宅地と一体利用する宅地となっており、許可後平成30年4月30日までの計画としての申請です。

受付番号9の案件は、譲渡人の梶ヶ丘の方外1名と、譲受人の今渡の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が露天駐車場を整備するため転用許可を求めるもので、転用事由としましては、譲受人が飲食店駐車場を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、近隣商業地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、土地改良区の同意があり、雨水排水は道路側溝に放流、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま。

先ほど申し上げましたが、事業の途中で工場の建設を中止され自宅だけ建っています。

その住宅地を改造されて店舗として活用され、その駐車場として今回事業変更が出されました。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。

受付番号1、下恵土お願いします。

可児(勉)委員 受付番号1について、3番可児が報告します。

事務局から詳しく説明があったとおりです。

議 長 只今、地元の委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第4、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 日程第6、議案第4号「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号、土地現況確認申請書（非農地）について、内容を説明させていただきます。

今月は3件の申請があります。

受付番号1の案件は、二野の方が所有する畑です。

土地の概要は、二野字清水洞、地目は畑、面積は122㎡です。昭和48年に住宅を建築し、現在に至るとのことです。

今回、非農地申請を行うものです。

受付番号2の案件は、下恵土の方が所有する畑です。

土地の概要は、下恵土字針田、地目は畑、面積は209㎡です。昭和56年に物置を建築し、現在に至るとのことです。

今回、非農地申請を行うものです。

受付番号3の案件は、東帷子の方が所有する畑です。

土地の概要は帷子新町二丁目外1筆、地目は畑、面積は合計808㎡です。平成8年12月から貸駐車場として利用し、現在に至るとのことです。

今回、非農地申請を行うものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 只今、事務局から説明がありました。地元委員から順次、発言をお願いします。

受付番号1、二野をお願いします。

奥村(武)委員 受付番号1について、9番奥村が報告します。

この土地は道路から少し高台になっており住宅も高い所に建っています。現況は柿の木、杉の木が植えてあり、農地としての価値はないように考えます。問題ないと思います。

議 長 受付番号2、下恵土をお願いします。

可児(勉)委員 受付番号2について、3番可児が報告します。

現地確認しましたが、かなり前、昭和56年頃から物置が建っているということで見てきました。農地ではないと確認してきました。

議 長 受付番号3、帷子をお願いします。

勝野委員 受付番号3について、5番勝野が報告します。

この土地は西可児区画整理事業が施工された所です。

平成8年に相続が完了し、それ以降有料駐車場として利用しているのが現状です。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第5議案第4号、「土地現況確認申請書(非農地)の承認について」は、原案のとおり申請地が非農地に当たるものとしてこれを証明し、受付番号1及び受付番号2については、県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおりこれを証明し、受付番号1及び受付番号2については、県に進達することに決しました。

続きまして、受付番号3についてお諮りいたします。

受付番号3について、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 受付番号3については、原案のとおり許可することに決します。

議 長 日程第6、議案第5号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

今回の利用権の設定内容は、使用貸借7件、解除条件付使用貸借が2件、解除条件付貸借が1件、合計10件です。地目は田が14筆、畑が3筆、面積は計16,821㎡の集積と

なります。

受付番号1から6は、借人が同じなので、まとめて説明します。

貸人の広見の方外5名と借人の岐阜市藪田南の法人との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、下切字田光前外8筆、地目は田、面積は合計12,041㎡、新規設定6件で、平成40年までの10年間、利用集積を図るものです。

受付番号7の案件は、貸人の下恵土の方と、借人の土田の法人との間での解除条件付使用貸借権の設定です。

土地の概要は、下恵土字中島、地目は田、面積は1,384㎡、新規設定1件で、平成33年までの3年間、利用集積を図るものです。

受付番号8の案件は、貸人の愛知県春日井市の方と、借人の土田の法人との間での解除条件付使用貸借権の設定です。

土地の概要は、川合字東野、地目は田、面積は959㎡、新規設定1件で、平成31年までの1年間、利用集積を図るものです。

受付番号9の案件は、賃貸人の川合の方と、賃借人の土田の法人との間での解除条件付使用貸借権の設定です。

土地の概要は、川合字林先外1筆、地目は田、面積は合計1,638㎡、再設定1件で、平成33年までの3年間、利用集積を図るものです。

受付番号10は、貸人の下恵土の方と借人の下恵土の方との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、下恵土字城畑外3筆、地目は田と畑、面積は合計799㎡、新規設定1件で、平成33年までの3年間、利用集積を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第6議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定については、原案どおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案どおり承認し、市長宛てに報告することに決しました。

議 長 日程第7、議案第6号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見についての内容を説明させていただきます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、市長から協議があった農用地利用配分計画案に対する当委員会の意見を求めるものです。

農用地利用配分計画案の内容については、議案第5号において、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対して決定され、権利設定された土地について、大森に事務所がある農業生産法人に使用貸借権の設定により利用配分する計画案となっています。

土地の概要は、下切字田光前外8筆、地目は田、面積は合計12,041㎡、新規設定6件で、平成30年3月1日から平成40年2月29日までの10年間、利用集積を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 只今、事務局から説明がありました、何かご意見、ご質問等はありませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第7、議案第6号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について」に対する意見は、なしとし、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議がないものと認めます。よって、本案件の意見はなしと決定し、市長宛てに報告します。

議 長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成30年第1回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。

誠に、ご苦勞様でございました。

<その他>

協議・報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

届出者7名

田20筆 面積17,235㎡ 畑9筆 面積2,771㎡

合計29筆 面積20,006㎡

2. 塩地内違反転用に関する事

3. 今後の日程

①平成29年度農業委員・農地利用最適化推進委員大会

日時：平成30年1月26日（金） 午後1時から午後4時15分

会場：不二羽島文化センター

②現地確認 1月31日（水）

③平成30年第2回総会 2月5日（月） 午後1時30分から